

神奈川県スポーツ課が保有する動画の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県スポーツ課（以下「スポーツ課」という。）が保有する「ねんりんピックかながわ2022オリジナルソング・ダンス動画紹介動画」及び「ねんりんピックかながわ2022オリジナルダンス解説動画」（以下「動画」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 動画を利用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ神奈川県スポーツ課長（以下「スポーツ課長」という。）の許諾を得なければならない。

- (1) 神奈川県及び神奈川県内の市町村が広報の目的で利用する場合
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が教育の目的で利用する場合
 - (3) 報道機関が報道及び広報の目的で利用する場合
 - (4) その他、スポーツ課長が認める場合
- 2 前項の許諾を得ようとする者は、「動画利用許諾申請書（様式第1号）」をスポーツ課長に提出しなければならない。
- 3 あらかじめスポーツ課長の許諾を得る必要がない者については、「動画利用届出書（様式第2号）」をスポーツ課長に提出しなければならない。
- 4 前2項について、次のうち必要な書類を添えて、スポーツ課長に提出しなければならない。
- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
 - (2) 利用状況がわかる完成見本等
 - (3) 登記事項証明書（法人のみ）
 - (4) 住民票（個人のみ。なお、本籍・筆頭者、マイナンバー等省略可能な事項は省略するものとする。）
 - (5) その他スポーツ課長が必要と認める書類

(利用の許諾)

第3条 スポーツ課長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が適切な利用と認めるときは、利用の許諾をすることができる。

- 2 利用許諾を行う場合は、スポーツ課長は利用方法等について、必要に応じて条件を付すことが出来る。
- 3 スポーツ課長は、利用許諾をした場合は、「動画利用許諾通知書（様式第3号）」を、利用の許諾をしない場合は、「動画利用不許諾通知書（様式第4号）」

を申請者に交付する。

(利用許諾の制限)

第4条 動画の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、スポーツ課長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に定める営業を行う者が利用する場合
- (5) 動画の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) 動画のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) 営利を目的とした商品、広報活動等への利用でスポーツ課長が適当でないと認めた場合
- (8) その他スポーツ課長が適当でないと判断した場合

(許諾料)

第5条 動画の許諾料については、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第6条 動画を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用すること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品をスポーツ課に提出すること。
ただし、提出が困難なものについては、説明資料等を提出すること。
- (3) 第3条及び第9条の利用許諾を得た権利を譲渡又は転貸しないこと。

(利用状況の調査)

第7条 スポーツ課長は、利用者に動画の利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(地位の継承)

第8条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般継承人は、当該利用者が有していた利用の許諾に基づく地位を継承することができる。

(利用許諾内容の変更等)

第9条 利用者が利用内容を変更しようとする場合は、あらかじめ「動画利用許諾内容変更申請書(様式第5号)」をスポーツ課長に提出し、スポーツ課長の許諾を得なければならない。

- 2 スポーツ課長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを許諾することができる。
- 3 前項の利用許諾をする場合は、スポーツ課長は、必要に応じ条件を付すことができる。
- 4 スポーツ課長は、利用の許諾をした場合は、「動画利用変更許諾通知書(様式第6号)」を、利用の許諾をしない場合は、「動画利用変更不許諾通知書(様式第7号)」を申請者に交付する。
- 5 第6条の規定は、本条による利用許諾にも準用する。

(利用許諾の取消し)

第10条 スポーツ課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許諾(前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ)を取り消し、利用者に対し、利用許諾した物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 利用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 利用者が第3条又は第9条の利用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第4条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他動画の利用継続が不相当であると認められた場合

- 2 スポーツ課長は、前項の取消しを行った場合は、「動画利用許諾取消通知書(様式第8号)」を利用者に交付する。
- 3 利用者は、第1項により利用の許諾が取り消された場合、許諾取消の日から利用することはできないものとする。

(経費の負担)

第11条 スポーツ課は、この要綱による利用の許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を一切負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 スポーツ課は、第3条又は第9条による利用の許諾若しくは第10条による利用の許諾の取消しに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、動画を利用した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、こ

れに対し全責任を負い、スポーツ課は一切の責任を負わない。

3 利用者は、動画の利用に際して故意又は過失によりスポーツ課に損害を与えた場合は、これによって生じた損害をスポーツ課に賠償しなければならない。

4 スポーツ課長は、前2項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。